

氷見市新型インフルエンザ等対策行動計画について

- 新型コロナウイルス感染症の対応や関係法令の改正を踏まえ、R6.7に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」、R7.3に「富山県新型インフルエンザ等対策行動計画」が抜本的に改定
- 政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえ「氷見市新型インフルエンザ等対策行動計画」を改定

新型インフルエンザ等対策の目的

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
2. 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

感染症危機での万全な対応を目指し、国や県のコロナ対応及び政府行動計画や県行動計画の改定を踏まえた見直しを実施

市の新型コロナ対応を踏まえた見直し

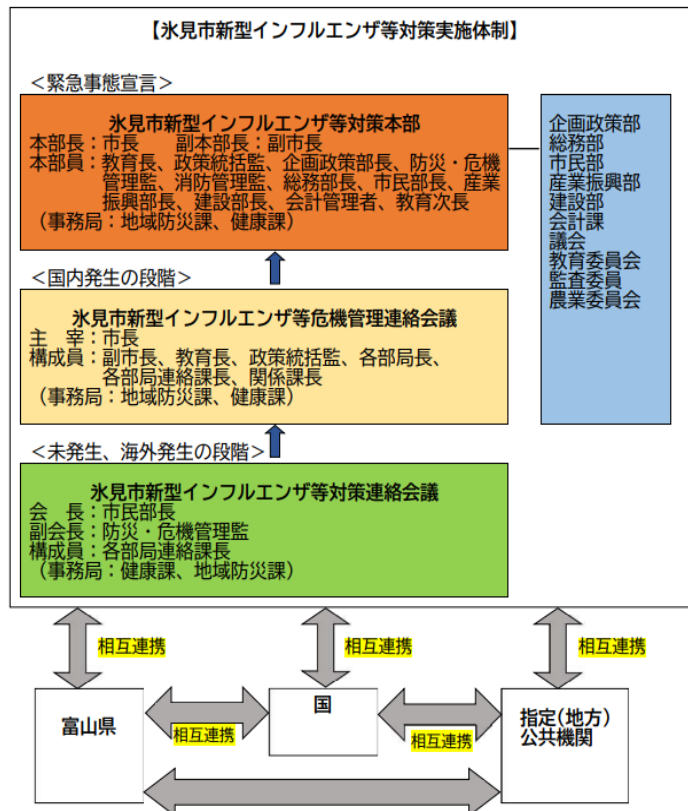
「**連携**」と「**備え**」をキーワードに見直しを実施

1. 感染症危機への対応強化

- (1) 「氷見市新型インフルエンザ等対策本部」の役割・機能の見直し
- (2) 感染症対策物資の計画的な備蓄
- (3) 危機管理部門との連携強化

2. 危機管理対応等の見直し

- (1) 新型コロナ対応の振り返りや政府行動計画及び県行動計画を参考に、庁内の危機管理の対応について見直し
- (2) 新型インフルエンザ等発生時における行動制限、まん延防止措置については国、県の方針や市内の感染動向、有識者会議の意見などを踏まえながら「市対策本部」において決定することを基本とする
- (3) 新型インフルエンザ等発生時に庁内において行動計画を踏まえた対応が迅速に実施できるよう、業務継続計画の見直しを検討



政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえた見直し

1. 予防や準備など**事前準備**の「**準備期**」、発生後対応の「**初動期**」及び「**対応期**」に分けて構成

「**準備期**」：新型インフルエンザ等発生前の時期

「**初動期**」：国内で発生した場合を含め、世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した時期

「**対応期**」：新型インフルエンザ等が県内で探知された時期

2. 具体的な対策項目を**7項目**に分類

対策項目	主な内容
1. 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県、市町村、医療機関等の多様な主体が相互に連携し、実効的な対策を講じる。 ・関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材確保・育成や実践的な訓練を通じて対応能力を高める。 ・平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な判断と実行につなげる。
2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・平時から感染症等に関する科学的根拠に基づいた正確かつ迅速な情報提供を実施する。 ・可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有を通じて、市民が適切に判断・行動できるようにする。
3. まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な医療の提供とあわせてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供が対応可能な範囲内に患者数を抑制する。
4. ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> ・平時から予防接種の具体的な実施方法の準備を行う。 ・有事においては、安全で有効なワクチンの迅速な供給を行い、接種に当たっても事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。
5. 保健	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の感染症状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を保護する。
6. 物資(新)	<ul style="list-style-type: none"> ・有事の際に必要な感染症対策物資等が十分に確保されるよう、平時から感染症対策物資等の備蓄を推進する。
7. 市民生活及び市民経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等発生時に備え、事業者や市民に必要な準備を行うことを推奨する。 ・新型インフルエンザ等発生時には、市は市民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策・支援を行う。また、事業者や市民は、自ら事業継続や感染防止に努める。